

令和6年度 第1回 見附市障害者自立支援協議会 議事録

日時：令和6年6月27日（木）午後2時～午後3時45分

場所：見附市保健福祉センター 会議室

出席者：平瀬勝会長、徳橋功副会長、小林義明委員、高野やよい委員、真壁薰委員、山田洋子委員、落合直樹委員、小出直樹委員、金安志津子委員、小林幸子委員、川口寿恵委員、野上舞委員、江田恵利委員

会議次第

- 1、開会
- 2、課長あいさつ
- 3、委員及び事務局自己紹介
- 4、議事

- (1) 見附市障害者自立支援協議会活動概要および令和5年度報告…（資料1）
- (2) 第4期障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の実績報告について
・令和5年度成果目標について…（資料2）
・令和5年度活動指標に対する実績報告について…（資料3）
- (3) 令和6年度見附市障害者自立支援協議会の活動について…（資料4）
- 5、その他
・（仮称）見附市障害者差別解消推進条例について…（資料5）

《会議概要》

1、開会

2、見附市健康福祉課長あいさつ

（小此鬼健康福祉課長）

昨年度は見附市第7期障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画を策定した。今年度からは計画に基づき各部会や事務局において取り組みを進め、進捗を図っていく。また、地域生活支援拠点についても、緊急時の受け入れ先となる事業所の拡充や、登録すべき障害者の掘り起こしなどを進めていく。また、今年度は障害者差別解消法をもとにした市独自の条例を策定するので、皆さんから忌憚のない意見を頂戴したい。

3、委員及び事務局自己紹介

（事務局）

※協議会設置要綱第6条第2項に基づき、委員の過半数の出席により本会議が成立していることを報告

※協議会設置要綱第5条に基づき、会長は平瀬委員、副会長は徳橋委員に決定した。

4、議事

(1) 見附市障害者自立支援協議会活動概要および令和5年度報告

(事務局)

※見附市障害者自立支援協議会活動概要および令和5年度報について、資料1を用いて説明
(徳橋副会長)

「障害のある人からのリレーメッセージ」について、今年度も同様の試みがある中で、市のホームページ上の導線に課題を感じる。新着以降は検索を掛けないとたどり着かないため、家族や関係者しか見ていないのではないか。また、過去のメッセージについても閲覧できないか。

(事務局)

新着時にはホームページのトップに表示される形となっている。新着以降の導線については、ホームページの仕様もあるが、今後考慮していきたい。バックナンバーについては、1年間の掲載ということで作者に依頼しているため、掲載していない。

(徳橋委員)

折角の啓発事業なので、多くの方に見てもらえるように今後是非改善してもらいたい。

(2) 第4期障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の進捗状況について

(事務局)

※令和5年度成果目標に対する実績報告について、資料2を用いて説明

※令和5年度活動指標に対する実績報告について、資料3を用いて説明

(3) 令和6年度見附市障害者自立支援協議会の活動について… (資料4)

(事務局)

※令和6年度見附市障害者自立支援協議会の活動について、資料4を用いて説明

(金安委員)

見附市独自の障害者差別解消推進条例を今年度に取り組むということで、今後、当事者の立場から意見を述べていきたい。市民への啓発は、先程のリレーメッセージもそうだが、難しい部分がある。一つ一つ丁寧にやっていけたらいい。市民にとって身体障害は比較的分かりやすいが、精神、知的、内部障害などは、市民に伝わりにくい。偏りすぎないように見ていきたい。

5、その他

(事務局)

※(仮称)見附市差別解消推進条例について、資料5を用いて説明。

(真壁委員)

難病の定義について、国や諸々の関係する機関が言うところの難病の定義よりも意図的に広く

とれるようにしていると感じるが、枠を広くすることでポジティブに捉えてやっていこうという意図でよいか。

(事務局)

条例制定の目的をざくばらんに言えば、市民に理解してもらいたい、企業側に理解してもらいたいということ。定義については、象徴、例といった位置づけで考えており、他市の条例などを研究してわかりやすい表現を選んでいる。障害の種類や定義について、様々な意見があることは承知しているが、掘り下げるに躊躇してしまい、策定が前に進まない可能性がある。「障がいのある人に対して寛容に、優しくなろう。障がいのある人は助けがいると言っている」といったシンプルに大切なことを、お互いに引き出せると一番良いと考えているので、意見を参考にしながら掘り下げる部分も検討していきたい。

(徳橋副会長)

解説書の合理的配慮の具体例について、内閣府の資料を参考にしているようだが、あまり想定されないケースが例示されている。身近な具体例をまとめている当事者団体があるので、そういったところの情報を参考にしてはどうか。

(事務局)

解説書については皆さんにイメージしやすいように協議会用として作成しており、説明が足りていない部分は多々あると承知している。委員の皆さんにイメージが湧くようであれば解説書の内容も補足していきたい。

(真壁委員)

今現在関わっている障がい児で、合理的配慮を求めているケースがあるが、そういったことを相談可能か。

(事務局)

合理的配慮の定義は難しく、100人が100通り全てに対応することは現実論で言えば難しく、落としどころを話し合うことが求められる。合理的配慮が独り歩きをしないように研究していく必要がある。

(小林幸子委員)

合理的配慮については、障がいに起因してそのような対応を取らないといけないということが理解されない現状がある。一般人の視点で判断してると、甘やかしや特別視といった発想になってしまふ。障害とは何かということの市民理解を進めないと、定着していかないのではないか。

(事務局)

見附市が条例を制定する目的はそこにあり、市民に障がい者の特性を理解してもらうところから始めないと感じている。まずはスタート地点に立つために制定するが、すぐには効

果があるとは考えていない。時間がかかることだと思うが主張していきたい。

(小林幸子委員)

合理的配慮は共生社会の実現へつながり、ひいては社会全体が得をする話。障がい者のためもあるが、力を発揮して生きていくということに繋がる。合理的配慮の相談窓口ができるることは良いことだと思う。障がいは、肌の色、髪の色が違うことと同じであると理解してもらいたい。

(落合委員)

雇用分野の障害者差別と合理的配慮の厚生労働省が作ったパンフレットを見ると、改正のポイントとしては一番目として障害者差別の禁止があって、2番目として雇用分野での合理的配慮の提供義務が掲載されているが、市の条例案は「差別の禁止」に偏ってる印象がある。例えば表題から見附市障害者差別解消推進条例になっており、合理的配慮は条文の中でしか出てこない。第2章も障害を理由とする差別の解消という表題になっていて、その中に合理的配慮の提供義務が書かれている。どちらかに偏るのではなく、差別の禁止と合理的配慮と両方2本立てで条例が分かるようになっていないと、差別しなければいいと思われ、合理的配慮の提供義務がおろそかになるのではないか。解説書でも、相談について「市内で発生した障害を理由とする差別に該当すると思われる…」と書かれていて、差別のことのみに感じる。合理的配慮の提供義務がおろそかだった場合も恐らく相談できるはずで、そのことについて触れられていない。

(事務局)

大変参考になる意見。表題はたたき台として分かりやすくしているが、基本的に人権を尊重しながら共生していくことが主であって、改善の余地はあると感じている。解説書についても、確かに差別の方だけをしっかりと謳っている印象があるので、合理的配慮と両輪のイメージで作り直していきたい。

(事務局)

「障がい」の表記については、ひらがな表記と考えているが、皆さんの意見を頂戴したい。

(徳橋副会長)

社会福祉協議会としては、ひらがながスタンダードになっている。法律など漢字で定められているものはそのままでも良いのでは。先行事例の新潟市は「障がいのある人もない人も」という表現が多くの団体から評価され、市民への啓発がうまくいった事例と感じている。また、条例制定後は市民や障害者団体、事業所に、説明会や研修会などで情報を届けてほしい。

(事務局)

そのほか、気づいた点などあればいつでも事務局へ連絡してもらいたい。

【午後3時40分散会】